見るのが拙稿の立場である。

【ヘルベルト「1941年10月末～11月末」説の批判】

なお、最近翻訳されたヘルベルトの概説書『第三帝国――ある独裁の歴史』では、「ユダヤ人の命運について決定的な決断がなされた時期は、1941年10月末から11月末までのあいだだと断言できる」[2]としている。41年7月説を否定している点で、私の一貫した立場と同じである。

しかし、ヘルベルトが41年10月末から11月末までだと「断言」する根拠としている事実は、彼が引用するヒトラーの言説を厳密にみてみると、「断言」の証拠とはなりえない。

第一に、ヘルベルトが「断言」の証拠とするのは10月25日のハイドリヒとヒムラーに対するヒトラーの「主張」である。すなわち、ユダヤ人、「この犯罪者の人種は世界大戦の200万人の死に責任がある。今度ふたたび10万の死に責任がある」と[3]。

世界史の教書書やごく普通の歴史叙述は、1939年9月1日を第二次世界大戦の開始としている。だが、1939年9月に始まったのは、ドイツのポーランド侵略戦争である。これに呼応するのが英仏からの対独宣戦布告であった。すなわち、この時点では、戦争はヨーロッパ戦争に過ぎなかった。戦争への突入は、これらヨーロッパ主要国間にあった。それは、いまだ、世界戦争ではなかった。他方で東アジアの戦争、日本の中国侵略戦争・アジアにおける日本帝国主義の膨張・占領地拡大は、この時点ではヨーロッパ

---

[2] Herbert [2016] 91（ヘルベルト [2021] 184).

[3] この文章の邦訳では、世界大戦の前に、（第一次）と訳注を加え、「今度ふたたび（jetzt wieder)」の「今度」についても、「今度（第二次世界大戦)」と「第二次世界大戦」という訳注を入れている。しかし、この注釈・訳注はミスリーディングである。そもそも、1941年10月25日時点で、世界大戦になっていなかった。ヒトラーをはじめとする同時代人は、「第二次世界大戦」という意識・概念――予感・予測はあったとしても――を持っていなかった。

の戦争と直接結びついてはいなかった[4]。ヨーロッパ戦線とアジア太平洋戦線が直接結び付くのは、1941年12月の真珠湾攻撃、これに呼応するヒトラーの対米宣戦布告においてであった。この時点こそ、世界大戦というグローバルな対決軸の形成である。ヒトラーが「第二次世界大戦」という言葉を使わず、「今度ふたたび」という表現を使っていることを軽視してはならないと考える。

第二に、ドイツ軍戦死者の数が問題となる。ポーランド侵略から電撃戦勝利まで、ドイツの戦死者は極めて少ない。ドイツの戦死者が増えたのは独ソ戦の激戦においてであった。41年10月下旬までの独ソ戦の現実を踏まえて、ヒトラーはドイツの戦死者（Tote）を10万（Hunderttausend）としている[5]。

ヒトラーは12月11日の国会演説で、ドイツの戦死者を162314人とした（12月５日までの数値として）[6]。10月25日からこの演説までの一か月ほどの間に何が起きていたのか。モスクワ攻略作戦が失敗に帰し、12月初めからソ連軍の反撃が始まった。まさに第三帝国最初の「冬の危機」である。６月22日から４か月間に10万の死者。これに対して、10月末から11月末まで（厳

---

[4] 日本帝国主義の戦線・占領地の拡大、南部仏印進駐などは、ドイツのソ連圧伏の見通しと関係していた。米英戦争への圧力が強まっていたことは事実である。1941年10月、ドイツ軍がモスクワに迫っていたころ、日本では「たいていの人が、ソビエット（ママ）連邦が負けるものと信じていた」。「ドイツが負けるといいはってゆずらないもの」は、「ぜんぜん気ちがいあつかいされた」（志賀義雄）。アメリカとの戦争が「無謀きわまるもので、かならずや日本の人民をさんたんたる不幸につきおとすであろうことを主張したが、むろんそれで軍国主義者や官僚どもの妄想がとまるものでもなく、やがて十二月、のぼせあがったかれらはついに犯罪戦争に突入した」。徳田球一・志賀義雄『獄中十八年』時事通信社、1947、153。

[5] 邦訳でHunderttausend（単数形）を「数十万」と過大に訳している。この訳し方も、独ソ開戦以降10月25日までの現実に即してみれば、ヒトラーの言説および事実に反していて問題である。国会演説で公然と認めた戦死者数よりもはるかに多い数となっている。

[6] Domarus［1973］1800.

密には12月５日）のわずか一か月間にドイツ戦死者はさらに６万２千人以上増えている。いかに厳しい戦いだったかがわかる。

第三に、10月25日、ハイドリヒとヒムラーに対して、「ユダヤ人絶滅」に関して述べたとされる一節は、次のようになっている。「われわれは彼らを泥沢地に送り込むことはできない、などと誰も私に言ってはならない」と[7]。つまり、泥沢地に送りこむことはありうる、と。これは、戦時中中断を命じてきた移送政策――９月に臨時的に「来年春までの」措置を始めたが――今後実施していっても問題ないといっているわけである。だから、臨時的に再開した移送・追放政策をみて、「われわれがユダヤ人を根絶するという恐怖が先立つのは良いことだ」と、泥沢地に送り込むこと＝移送・追放政策が絶滅に帰結しようとも、そんな先走った恐怖が生じても、かまわない、とハイドリヒとヒムラーに説いているわけである。10月にドイツやウィーンなどから特別措置として開始した移住・追放によって、「恐怖が先立つ」ことは構わない、と。これは、決して、絶滅を決定し、あるいは絶滅を命じている文脈ではない。あくまでも、泥沢地に追放する構想が残存していたこと、基本的には戦後の移送・追放の計画が生きていた段階の言説である。なぜなら、10月25日の段階は、モスクワ攻略に全力を投入していた時期だからである。モスクワ占領に成功し、スターリン・ソ連国家指導部・赤軍に大打撃を与え屈服させるならば、戦後計画としての大々的な移送が可能となる、という見通しが生きていた発想である。

第四に、41年７月31日のゲーリング令に依拠した中央諸官庁調整会議（12月９日）を11月29日に招集したことをヘルベルトは「断言」の根拠としている[8]。しかし、この会議は、日本の真珠湾攻撃とそれに呼応するヒトラー根本政策決定（対米宣戦布告）のために、直前になって延期された。対米宣戦布告をした翌日（12月12日）にナチ党最高幹部（全国指導者や大管区指導者）を前にした演説こそが、ヨーロッパ・ユダヤ人全体の運命に関す

[7] Herbert [2016] 91（ヘルベルト [2021] 182).

[8] Ebd., 92（同上、184-185).

るものであった。それは、ゲッベルス日記が記すとおりである。この12日の演説におけるヒトラーの発言は、世界大戦とユダヤ人根絶を結び付けている。世界大戦はもはや、預言や推測のレベルではない。「世界大戦は起こったのであり、ユダヤ人の絶滅は、必然的な帰結でなければならない」と[9]。これほど明確な断定はないのではないか。

対米宣戦布告の決定的重要性を評価するのが、12月説である。11月末は、まだ、世界大戦の枠組みは、「予想」や「推測」のレベルである。そもそも、日本の真珠湾攻撃をだれが、11月29日までに予測し得たのか。世界的転換における12月８日（現地時間７日）の意味を過小評価してはならない。これが、12月説の根拠である。ヘルベルトの説は、12月説の根拠を無視しているといわなければならない。ヨーロッパ・ユダヤ人絶滅政策の決定は、世界大戦発動とともに、というべきであろう。ユダヤ人政策の累進的過激化は、世界大戦発動とともにそれまでのレベルから飛躍したのである。

第五に、11月初頭にルブリン近郊ベウジェツに「短時間で多くの人間を殺害することができる、常設の絶滅施設の建設が始まった」[10]ことを、10月末から11月末までの絶滅決定の根拠としている。しかし、これも、臨時措置としての戦時中移送強行が、この間に予定した移送先で受け入れ拒否の抵抗にあったことの打開策とみるべきである。これをもって大々的絶滅政策の決定の根拠とはなりえない。８月から９月のソ連現地でのユダヤン人殺害方法＝射殺がぶつかった困難に対応する手段としての一酸化炭素＝毒ガス殺の選択である。ウッチ（リッツマンシュタット）近郊ヘウムノ（クルムホーフ）における「絶滅施設」も――投入は12月初め――、臨時的な戦時中移送強行に対応するものある。それはボックス型（自動車排気ガス）移動ガス室３台の投入であって、「絶滅施設」でイメージされるような固定的な建造物ではない。そもそも、移動型ガス室は、戦線の移動が激しいソ連に投入予定で開発されたものであった。ヘウムノへの臨時移送強行が、

[9] Ebd., 91（同上、183）.
[10] Ebd.（同上、182）

現地親衛隊からの受け入れ拒否にあって、急遽、本来の投入予定地ではなく、臨時措置として投入されたのである。

ヒムラー、ハイドリヒの親衛隊警察機構、宣伝相ゲッベルスなどに対ソ戦継続中のユダヤ人移送実施を求めさせた要因は、つぎのようなものである。第一にドイツ「国内戦線」から出されてくるユダヤ人追放圧力を削減する必要があった。第二に、ドイツ占領支配下における政治的危機――保護領（プロテクトラート）ベーメン・メーレンにおけるストライキなどの不穏な情勢があった。その鎮圧のため、「鉄の心臓」のハイドリヒを保護領に投入した。すなわち、一方で支配地・占領地の各地からのナチ党幹部のユダヤ人追放要請があった。他方でドイツ占領下ヨーロッパの治安状況の変化を踏まえたヒトラーの意向、「総統のご希望」があった。これらに基づき、41年3月対ソ奇襲攻撃準備に総力を結集するため停止していた移送政策をひとまず「来年春までの臨時的措置」だとして41年9月下旬、再開することを決定したのである。

以上のように、41年8月から9月にかけて、戦局（ヒトラーの征服原理を否定する大西洋憲章の発表、アメリカの一層のイギリス支援）と支配下ヨーロッパの情勢に大きな変化があったことが戦時中ユダヤ人移送の実施に踏み切らせた。しかし、それはあくまでも臨時措置としてであった。

しかも、この臨時移送作戦の戦時中再開は、当初、まだ殺害作戦を意味してはいなかった（VEJ 6: 17)。10月6日、ヒトラーは保護領長官付国防軍全権の将軍に対し、保護領からユダヤ人すべてが遠ざけられることになる、「総督府へではなく、もっと東へ」とこの時点では語っていた。同時にベルリンとウィーンからすべてのユダヤ人が消え去ることになると。しかし、目下のところ軍事目的に輸送手段が使われるので、この移送は不可能だとも（VEJ 6/243)。確定的な断固とした政策転換ではなかったのである。

以上のような把握のもとで、本小論では移送再開策が大々的な絶滅政策に転換していく過程・圧力を少し具体的に――叙述が重複する部分もある

が、それだけ重要と考え，煩をいとわず追跡してみよう。

1．1941年秋の過渡的移送措置再開と諸困難――「冬の危機」へ

国防軍がバルバロッサ指令に従い1941年６月22日対ソ奇襲攻撃を開始したとき、ナチス・ドイツ首脳部は「電撃戦」を目論んでいた。数か月内に、遅くとも冬の到来前に赤軍を屈服させるというわけである。そのような電撃的勝利は、原料・食料ストックを相当に拡充し、それによって短期間に、西部における戦争も有利に決着をつけられると見ていた。

だが、41年晩夏にはヒトラー、ドイツ国防軍の戦略が誤った判断によるものであることが判明した。国防軍がスモレンスクを占領した後は、赤軍がドイツ軍のさらなる進軍をかなり長い間阻止することに成功した。モスクワに対する中央軍集団の突撃は、繰り返し延期された。ようやく10月２日に攻撃が始まったが、数週間後には停滞した。補給問題とドイツ兵士の負傷者、行方不明者、戦死者の急速な増加が、たんに軍事的打撃力だけではなく、「国内戦線」の士気も損ねた。第三帝国最初の「冬の危機」到来である（VEJ 6：14; 永岑 1994, 185-261; 同 2001, 127-300)。

1941年10月２日、17歳のウィーンのユダヤ人少年はユダヤ人外出許可時間が８時間に削減されたことを記し、10月15日に「ポーランド作戦」（ポーランドへのユダヤ人強制追放）が始まるというニュースを母親と叔父がもたらしたことを日記に書いた（VEJ 6/1)。10月４日、プラハ、ウィーン、ヴィースバーデン、カッセル、ミュンスター、ハンブルク、ベルリンの秩序警察（常時緑色制服着用の緑色警察）司令官クルト・ダリューゲは、それぞれの都市の高級親衛隊警察指導者などにユダヤ人（総数20000人)、シンティ・ロマ（ブルゲンラントの5000人）のリッツマシュタットへの強制追放を10月15日に始めることを速達「旧ドイツとプロテクトラートからのユダヤ人疎開について」で知らせた。治安警察・保安部との合意に基づき秩序警察が12人の警察官に一人の将校をつけて輸送列車の警備に当たると

ISSN 0911-7717

横浜市立大学論叢

第74巻　人文科学系列　第１号

高橋寛人教授　退職記念号

高橋寛人教授 略歴・研究業績 … 1

論　説

教育行政における法務相談体制の整備過程とその課題
——スクールロイヤーの職務と弁護士の自律性　高橋　寛人 … 21

開戦期のタイにおける日本軍の占拠・徴発による損害
——損害賠償請求の分析——　柿崎　一郎 … 51

健常者の業務パフォーマンスを改善する障がい者の心理的安全性創出効果
——請負型施設外就労の有効性と課題を視野に——　影山摩子弥 … 97

徴候としてのハルナック著『マルキオン』
——キリスト教と悪の問題（Ⅱ）　三上　真司 … 137

Children's Interpretation of Adpositional Comparatives in Japanese: Another Piece of Evidence Supporting the Linguistic Explanation of Children's Difficulty with Comparative Subtraction　有井　巴 … 187

絵本にみる「仕事とはどのようなものか」（7）　齊藤　毅憲 … 219

独ソ戦・世界大戦とドイツ・西欧ユダヤ人の東方追放
——「ユダヤ人問題最終解決」累進的急進化の力学——　永岑三千輝 … 245

教育政策決定過程の変容と遠隔授業の規制緩和
——修得単位数の上限に着目して——　渡邉　志織 … 299

研究ノート

大学経営人材の育成を行う大学院
——カナダにおける高等教育の専門・専攻について——　高野　篤子 … 337

新たな話者たちによるアイヌ語復興
——北海道平取町二風谷を事例に——　吉本　裕子 … 361

論　説

永楽五年霊谷寺普度大斎称賀詩二首
——王偁「蔣山法会瑞応詩」と王褒「聖孝瑞応」　乙坂　智子 … 399

室町期における通海撰『太神宮参詣記』引用「伊勢大神宮事」の紹介
——満済の神宮法楽復興と足利義持参宮にみる伊勢の神——　松本　郁代 … 433

横浜市立大学学術研究会